

3/6

村民バレー
ボール大会

3月6日(日)、村民体育館に於いて、第27回村民バレーボール大会が開催されました。

結果は、男子では、的確なストとアタックが武器の熊野分館が本宿分館との接戦を制し20年ぶり2度目の優勝。女子では、ブロックに優れた北之谷分館が新田分館を制し3年ぶり9度目の優勝を飾りました。

選手・役員・関係者の皆様には、早朝よりご協力をいただきありがとうございます。

(教育委員会)



【大会成績】

◎男子

〈優勝〉 熊野 分館

※20年ぶり2度目

〈準優勝〉 本宿 分館

〈第3位〉 原 分館

新田 分館

◎女子

〈優勝〉 北之谷 分館

※3年ぶり9度目

〈準優勝〉 新田 分館

〈第3位〉 本宿 分館

熊野 分館

くらしの
情報

information

たかやまマルシェ ～星の市～

GWの中日5月4日に道の駅で自由市場を開催します！高山の手作りの味、安心安全の加工品、芸術的な手作り雑貨、そして陽気でおもしろくて温かい人々。この土地の一言では表せない良さを多くの人に味わってもらいたくてマルシェを企画しました。

刺し子や藍染めなどの体験コーナーや、こども用品のフリーマーケットも行います！GWの一日は予定を空けて高山で過ごしてくださいね♪(内容については変更になる可能性がありますのでご了承ください。)

★出店者募集中です!(4/15締め切り)

●募集概要 飲食・雑貨販売、手作り体験出店料：1,000円、フリーマーケット出展料：500円

●開催日 5月4日(水・祝)

●時間 9時30分～16時

●場所 道の駅「中山盆地」イベントブース

【出店お申し込み・お問い合わせ】

役場地域振興課 渡部・戸井田まで ☎0279-26-7943

みんなの広場

たかやまの文壇

(文化協会短歌部)

三月を忘れまい

弥生にはものみな芽吹き楽しきけれ命ある
ものみな動き出す 相馬 昭典

厳寒に胸痛増せばニトロ口呑み和らぐまでを
炬燵にこもる 割田 良次

雪道を熊鈴鳴らし小学生ランドセルの背に
朝陽かがやく 高橋 浪志

雪ふれば疎開先にて靴もなく藁沓編みし父
思い出す 後藤 節子

千恵さんの歌会始の晴れ姿同郷の妻はいく
たびも言う 小林 良教

居所寝背中冷えきてくしゃみせりごそごそ
入る大寒の布団 大津 初司

春の日も厳寒の日もありて老い鏡の中の我
と語りぬ 平形 美祢子

立春を過ぎて日差し長引けど稀な大雪いま
だ山なす 佐藤 重夫

「大戦よりむこい」と悲嘆みちのくの五周年
忌の空へ黙祷 木村朝次郎

自動車税は5月31日(火)までに忘れずに!

自動車税は、道路の整備だけでなく、医療、福祉、教育の充実など、安心・安全な暮らしを確保するための財源として大切に使われています。

◆自動車税はコンビニエンスストアのほか、県内金融機関、郵便局、行政県税事務所、自動車税事務所、「Pay-easy(ペイジー)」対応のインターネットバンキング、モバイルバンキング、ATMでも納税できます。

ご注意：軽自動車税は市町村に納める税金です。納税場所は役場税務課へお尋ねください。軽自動車税についても納期限までに納税してください。

◆問い合わせ先

吾妻行政県税事務所 ☎0279-75-3300

又は群馬県自動車税事務所 ☎027-263-4343

※継続検査用、構造等変更検査用の納税証明書について
自動車を譲渡する場合には納税証明書も一緒に渡し、
自動車を譲り受ける場合には納税証明書も一緒に受け取りましょう。

「第19回 吾妻郡がん市民セミナー」

ともに歩むがん治療

～患者さまと病院の専門職種が連携して～

- 日時 平成28年4月16日(土)午後2時～4時30分
- 会場 東吾妻町中央公民館
東吾妻町大字原町1117-1
- 内容 ・講演会 「がんの早期発見 ほか」
原町赤十字病院 スタッフ
・質疑・応答

申し込み不要
入場無料

《お問い合わせ先》

原町赤十字病院
がん相談支援センター(地域医療連携課)
☎0279-68-2711

財務省関東財務局 前橋財務事務所へ ご相談を!

一人で悩まないで、迷わずご相談ください(無料)

- ◆だまされしないで! 危ない投資勧誘!
- ◆電子マネー詐欺相談 (相談窓口)前橋財務事務所理材課 ☎027-221-4491(代表)
- ◆多重債務相談 (相談窓口)前橋財務事務所総務課 ☎027-221-4495(直通)

国民年金



保険料の免除制度があります

所得が少ないときや失業等により保険料を納めることができない場合には、本人の申請によって、保険料の納付が免除される制度があります。

①免除(全額免除・一部免除)申請

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や、失業等の事由がある場合に、保険料が全額免除または一部免除となります。

②若年者納付猶予申請

30歳未満の方で、本人、配偶者、それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

③学生納付特例申請

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

※付加年金または国民年金基金に加入中の場合、免除等が承認されると脱退となります。

◆過去2年まで遡って免除申請ができます

平成26年4月から法律が改正され、保険料の納付期限から2年を経過していない期間について、遡って免除等を申請できるようになりました。ただし、申請が遅れると方が一のときに障害年金が受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請してください。

国民年金保険料「後納制度」について

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで将来の年金額を増やすことができる「後納制度」が平成27年10月から3年間限りの特例として開始されました。

なお、老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用はできません。

後納制度を利用するには、申し込みが必要です。

詳しくは、「国民年金保険料専用ダイヤル」(☎0570・011・050)またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。